



しあわせ便り

第15号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301
Fax/Tel: 0996-88-5326
Mail: info@shiwase-ci.com
WebPage URL: http://shiwase-ci.com/



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ「働き方改革：年次有給休暇の付与義務」

本年4月1日から実施されている「働き方改革関連法」ですが、その中で事業主を一番悩ませているのが、「年次有給休暇の年5日間付与義務」ではないでしょうか。

正社員だけでなく、パートタイム労働者なども付与の対象となり、管理監督者や有期雇用契約労働者も含まれます。ただし、付与対象となるのは、年次有給休暇を取得することができる者のうち、付与日数が年10日以上ある者で、繰越等で累計10日以上になっても対象にはなりません。

また、1年間とは基準日(年次有給休暇を付与する日)から1年間であり、その間に自らが自主的に取得した休暇日数は5日間から控除することができます。

年次有給休暇の付与日数(色付部分が付与義務対象)

付与要件：雇入れの日から6か月間継続勤務し、その間の要労働日の8割以上出勤した者

(1)週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者

継続勤務年数	0.5年	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10日	11	12	14	16	18	20

(2)週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間30時間未満の労働者 *パートタイム労働者等

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	継続勤務年数							
		0.5年	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	
付与日数	4日	169~216	7日	8	9	10	12	13	15
	3日	121~168	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73~120	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48~72	1	2	2	2	3	3	3

具体的な付与方法としては以下が考えられます。

- ①基準日前に対象者の意見を聴取して、できうる限り希望に沿った時季に付与予定をする。
- ②急用や病欠等の欠勤日を、事後に年次有給休暇として振替えることができる制度を制定する。
- ③対象者やその家族の記念日などを休暇とするアニバーサリー休暇制度を制定し、年次有給休暇とする。
- ④事業所が1年間の適当な時期に、年次有給休暇取得5日未満の対象者に休暇の取得を促す。
- ⑤労使協定により年末年始やゴールデンウィーク、夏季休暇などに、年次有給休暇を計画的に付与する。

これらは事業所の形態に合わせて併用すればよく、合計日数が5日を超えれば付与義務は消滅します。

年5日の年次有給休暇を取得させなかったり、労働者の請求する時季に休暇を与えなかったりなど、この法律に違反した者には6か月以下の懲役または30万円以下の罰金などが科せられますので、注意が必要です。また、年次有給休暇の管理には年次有給休暇管理簿の作成が必要で3年間の保管義務があります。

これらの運用には、制度の制定や労使協定締結が必要なものもありますので、詳細はお問い合わせいただければ対応いたします。

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.15 しあわせ? ふしあわせ?

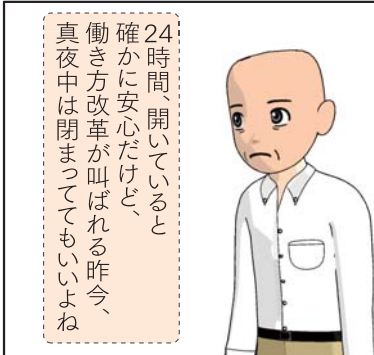


わが町(旧(西)長島町)にもやっとコンビニができた。

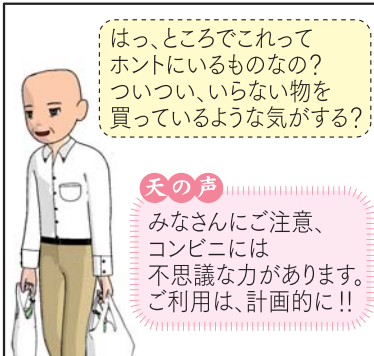


店内はいたって、ほかの店とかわらない。まっ、当たり前だよな

でも、つつい立ち寄ってしまっ自分が怖い



24時間、開いていると確かに安心だけど、働き方改革が叫ばれる昨今、真夜中は閉まっててもいいよね



はっ、ところでこれってホントにいるものなの? ついつい、いらぬ物を買っているような気がする?

天の声

みなさんにご注意、コンビニには不思議な力があります。ご利用は、計画的に!!

8月の総務課ダイアリー

・ 8月13日…源泉所得税及び市町村民税の納付期限